

令和3年6月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
「 条例案 」 14件	
1 秋田市個人情報保護条例および秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)：令和3年5月19日公布、一部を除き令和3年9月1日施行	<p>○改正理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(令和3年法律第37号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市個人情報保護条例 (2) 秋田市個人番号の利用に関する条例</p> <p>○施行期日 令和3年9月1日から</p>
2 秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する件	<p>○改正理由 行政手続における押印の見直し等に伴い、宣誓書への押印を要しないこと等とともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 次に掲げる条例について、職員等の対面によるサービスの宣誓および宣誓書への署名押印を要しないこととする。</p> <p>(1) 秋田市職員のサービスの宣誓に関する条例 (2) 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例</p> <p>2 秋田市固定資産評価審査委員会条例について、審査申出書等への押印を要しないこととする。</p> <p>3 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>

<p>3 秋田市職員給与条例の一部を改正する件</p> <p>・新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）：令和3年2月3日公布、同月13日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止（令和3年政令第25号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定を整備する。</p> <p>○施行期日</p> <p>公布の日から</p>
<p>4 秋田市市税条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）：令和3年3月31日公布、一部を除き令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方税法の一部改正（令和3年法律第7号）等に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の市民税の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者および控除対象扶養親族に限ることとする。 2 給与所得者等が扶養親族申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる場合の要件を改める。 3 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限を令和9年度まで延長する。 4 令和4年度分および令和5年度分の軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について規定する。 5 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限を1年間延長すること等とする。 6 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例を定める。 7 その他規定を整備する。 <p>○施行期日等</p> <p>公布の日から。ただし、3は令和4年1月1日から、1は令和6年1月1日から、6は規則で定める日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>

<p>5 秋田市手数料条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）：令和元年12月4日公布、一部を除き令和3年8月1日施行 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第228号）：令和2年7月28日公布、一部を除き令和3年8月1日施行 	<p>○改正理由 キャッシュレス決済の導入に伴い戸籍等関係手数料の後納等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電子情報処理組織により証明書その他の書面の送付を求める申請等があったときは、手数料のほかに送付に要する費用を徴収する。 2 必要に応じて後納させることができる手数料に戸籍等関係手数料等を加える。 3 自動交付機の廃止に伴い、規定を整備する。 4 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 令和3年10月11日から。ただし、4は同年8月1日から、3は同年9月18日から</p>
<p>6 秋田市印鑑条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 自動交付機の廃止等に伴い、印鑑登録証明書の交付に係る取扱いを改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 印鑑登録証明書について、自動交付機による申請および印鑑登録原票の写しによる交付を廃止する。</p> <p>○施行期日 令和3年9月18日から</p>
<p>7 秋田市平和公園条例等の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 キャッシュレス決済の導入に伴い、墓地等の使用許可証の再交付手数料の後納について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例に規定する墓地等の使用許可証の再交付手数料について、必要に応じて後納させることができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 秋田市平和公園条例 (2) 秋田市南西墓地条例 (3) 秋田市河辺墓地条例 (4) 秋田市北部墓地条例

		<p>○施行期日 令和3年10月11日から</p>
8	<p>秋田市国民健康保険条例等の一部を改正する件 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）：令和3年2月3日公布、一部を除き同月13日施行</p>	<p>○改正理由 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（令和3年法律第5号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定を整備する。</p> <p>(1) 秋田市国民健康保険条例 (2) 秋田市臨時診療所条例 (3) 秋田市新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援基金条例</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
9	<p>秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）：令和3年2月3日公布、一部を除き同月13日施行</p>	<p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の適用期間を延長するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者の国民健康保険税の減免の適用期間を令和4年3月31日まで延長するとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。令和3年4月1日から適用することとし、条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
10	<p>秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）：</p>	<p>○改正理由 指定障害福祉サービスの事業等における電磁的記録による記録の作成等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、指定障害福祉</p>

令和3年3月23日公布、一部を除き令和3年7月1日施行

サービス事業者等が作成する書面等については、電磁的記録によることができること等とするとともに、規定を整備する。

- (1) 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (2) 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- (3) 秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- (4) 秋田市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例
- (5) 秋田市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例
- (6) 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- (7) 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
- (8) 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

○施行期日

令和3年7月1日から

11 秋田市救護施設等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第80号）：令和3年3月31日公布、一部を除き令和3年8月1日施行

○改正理由

救護施設等における感染症対策に係る運営に関する基準等を改めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 救護施設等は、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 2 救護施設等は、感染症等の発生時における業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならないこととする。
- 3 救護施設等は、非常災害に備えるために行う訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

		<p>4 救護施設等は、感染症の予防等のための対策を検討する委員会を定期的開催しなければならないこととする。</p> <p>○施行期日等 令和3年8月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
12	<p>秋田市介護保険条例の一部を改正する件</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）：令和3年2月3日公布、一部を除き同月13日施行</p>	<p>○改正理由 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の適用期間を延長するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等の要件に該当する者の保険料の減免の適用期間を令和4年3月31日まで延長するとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 公布の日から。令和3年4月1日から適用することとし、条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
13	<p>秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）：令和3年3月31日公布、令和3年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和3年内閣府令第23号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
14	<p>秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）：令和3年3月23日公布、一部を除き令和3年7月1日施行</p> <p>・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する</p>	<p>○改正理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和3年厚生労働省令第55号）等に伴い、電磁的記録による記録の作成等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 家庭的保育事業者等が作成する書面等</p>

省令(令和3年厚生労働省令第52号):令和3年3月22日公布、令和3年4月1日施行

については、電磁的記録によることができることとするとともに、規定を整備する。

2 その他規定を整備する。

○施行期日

令和3年7月1日から。ただし、2は公布の日から

「単行案」 8件

15 秋田市児童館条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

○広面児童館の移転に伴い、児童館条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決処分年月日 令和3年5月14日

○改正要旨

広面児童館の位置の表示を「秋田市広面字蟹沢29番地」から「秋田市広面字近藤堰越13番地1」とした。

※専決処分した理由

広面児童館の移転に伴う、その位置の表示を改めるための条例改正に係る議案提出の時機を逸したため

※提出根拠法:地方自治法第179条第3項

16 市道路線を認定する件

○宅地造成に伴い新設された道路を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの

・認定路線 2路線 延長222.1m

・認定後の市道路線延長 約2,024.1km

※提出根拠法:道路法第8条第2項

17 市道川尻新屋線新川橋旧橋撤去工事(上部工)請負契約を締結する件

○市道川尻新屋線新川橋旧橋撤去工事(上部工)請負契約を締結しようとするもの

・工事場所 秋田市川尻若葉町地内ほか

・契約金額 349,800,000円

・契約先 宮地・東北機械・日本機械建設工事共同企業体

・工期 令和4年11月30日まで

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 橋長 L=97.9m 幅員 W=12.5m (合成桁部) W=14.0m (トラス部) 床版撤去工 1式 架設工 (架設桁架設) 1式 桁材撤去工 1式 架設桁撤去工 1式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
18	秋田市立城南中学校特別教室棟大規模改造建築工事および屋体棟屋上防水改修工事請負契約を締結する件	<ul style="list-style-type: none"> ○秋田市立城南中学校特別教室棟大規模改造建築工事および屋体棟屋上防水改修工事請負契約を締結しようとするもの ・ 工事場所 秋田市檜山城南町4番1号 ・ 契約金額 231,550,000円 ・ 契約先 住建・栗野建設工事共同企業体 ・ 工期 令和4年2月28日まで ・ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 特別教室棟 RC造4階建て 1,854㎡ 屋体棟 S造平家建て 1,384㎡ ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
19	小型除雪車を買い入れる件	<ul style="list-style-type: none"> ○小型除雪車を買い入れようとするもの ・ 納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫 ・ 契約金額 42,240,000円 ・ 契約先 藤高自動車興業株式会社 ・ 納期 令和4年3月25日まで ・ 主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条 件 小型除雪車 (1.3m級) 数 量 2台 全 長 5,500mm以下 全 幅 1,300mm以下 (除雪装置含む) 乗車定員 2名 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

20	化学消防ポンプ自動車を購入し入れる件	<p>○化学消防ポンプ自動車を購入し入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 77,220,000円 ・契約先 株式会社相場商店 ・納期 令和4年2月25日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 化学消防ポンプ自動車Ⅱ型 全長 7,400mm以下 全幅 2,400mm以下 乗車定員 6名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
21	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を購入し入れる件	<p>○救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を購入し入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部 ・契約金額 27,148,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 令和4年2月25日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 全長 5,000mm～5,150mm以内 全幅 1,750mm～1,900mm以内 乗車定員 6名 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
22	救急自動車を購入し入れる件	<p>○救急自動車を購入し入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市新屋比内町6番63号 秋田消防署新屋分署 ・契約金額 22,550,000円 ・契約先 秋田トヨタ自動車株式会社 ・納期 令和3年9月30日まで ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 高規格救急自動車

全 長 5,800mm以下

全 幅 2,050mm以下

乗車定員 7名

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

「 予 算 案 」 7 件

23 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件

○資料別紙

24 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件

25 令和3年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件

26 令和3年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件

27 令和3年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件

28 令和3年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件

29 令和3年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件